

4 事業所の職員体制

従業者の職種		人数(人)	常勤(人)	非常勤(人)
管理者		1		
訪問看護員	看護師	4	2	2
	准看護師	1	2	
	理学療法士			
	作業療法士			
事務員等		1		

5 営業日

- ・営業日 : 月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30
- ・サービス提供時間 : 月曜日～土曜日 午前9:00～午後5:00
- ・休日 : 日曜・祝日、年末年始 12/31～1/3

※サービスの提供に関しては、営業日・営業時間にかかわらず24時間体制をとっていますので緊急時などは時間外でも訪問致します。

ただし別途利用料が加算されます。(利用料の項を参照ください)

6 提供するサービスの内容

要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の方、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた療養者に対し当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い療養者の機能の維持・回復を図り要介護状態の悪化、予防を図るサービスです。サービスにあたっては、利用者の意向・心身の状況等のアセスメントを行い、毎月訪問看護報告書を作成し、訪問看護計画とともに主治医や必要に応じ居宅支援事業所へ提出いたします。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 精神・認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

サービス提供管理責任者

管理者

加藤 知加子